

「都内観光促進事業」(もっと楽しもう!TokyoTokyo)の令和2年12月17日までに  
出発する旅行の取扱いについて

「都内観光促進事業」(もっと楽しもう!TokyoTokyo)について、感染拡大を防止するため、令和2年11月28日(土)0時から令和2年12月17日(木)24時までに出発する旅行の新規予約を停止しているところですが、東京都を対象地域とする「Go Toトラベル」事業の取扱い内容の変更に伴い、下記のとおり利用自粛の呼びかけを行いますので、お知らせします。

なお、詳細については、公式ホームページで改めてお知らせします。

## 記

### 1 利用自粛の対象となる旅行

#### ①対象者

- ・高齢者等(65歳以上(※1)の高齢者の方及び基礎疾患(※2)を持っている方)

(※1)旅行の出発日時点

(※2)糖尿病、心血管疾患、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧、著しい肥満(BMI $\geq$ 30)等の基礎疾患

#### ②対象となる旅行

- ・令和2年11月25日(水)24時までに予約をした旅行で、令和2年12月1日(火)18時から令和2年12月17日(木)24時までに出発する旅行

### 2 キャンセル料の取扱い

#### ①上記1に該当して旅行をキャンセルした高齢者等

- ・令和2年12月1日(火)18時から令和2年12月13日(日)24時までに、高齢者等に該当する旨を自己申告(運転免許証や診断書等の証明書類は不要)して、上記の旅行をキャンセルした場合、キャンセル料の負担はありません。
- ・一つの予約の中で高齢者等が含まれるグループ旅行について、同行する都民の方もキャンセル料の負担はありません。
- ・なお、旅行をした場合でも、助成(割引)対象となります。

#### ②登録旅行業者等

- ・本事業の登録旅行業者等に対して、上記①の場合、キャンセル料見合いとして旅行

代金の 35%に相当する額（宿泊は 1 人 1 泊あたり 5,000 円、日帰りは 1 人 1 回あたり 2,500 円を上限）を財団が負担します。

- ・「Go To トラベル」事業を併用する旅行のキャンセル料見合いの額については国が負担をします。

### 3 公式ホームページ

旅行者向け HP <https://motto-tokyo.jp/>

事業者向け HP <https://motto-tokyo.jp/business/>